

平成28年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成28年4月25日（月）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成28年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 承認第3号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について

日程第4 議案第21号 瑞穂市立別府保育所東館改修工事について

日程第5 議案第22号 瑞穂市立南保育・教育センター大規模改修工事について

日程第6 議案第23号 瑞穂市立生津小学校体育館屋根改修工事について

日程第7 議案第24号 瑞穂市立穂積中学校駐輪場増設工事について

日程第8 議案第25号 中学校空調機器整備工事について

日程第9 議案第26号 特定教育・保育施設の公表について

日程第10 議案第27号 特定地域型保育事業者の公表について

日程第11 議案第28号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

日程第12 議案第29号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

日程第13 議案第30号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

日程第14 議案第31号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

日程第15 教育長報告

日程第16 事務局報告

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

河 合 和 義
福 野 佐代子
麓 英 里

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	高 田 敏 朗
教育総務課長	久 野 秋 広
学校教育課長	村 山 邦 博
学校教育課主幹	郷 通 芳
学校教育課総括課長補佐	泉 大 作
幼児支援課長	山 本 康 義
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	伊 藤 巧
生涯学習課主幹	山 本 邦 宏
生涯学習課総括課長補佐	広 瀬 常 司

○本日の会議に欠席した者の職・氏名

なし

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	小 倉 孝 一
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** みなさんこんにちは。只今より平成 28 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。今回から新教育制度に基づき議事進行を私が進めさせていただきますのでよろしくお願い致します。今回の次第につきまして、第 3 回までとは順序が若干変更されているところもありますが、今後進めて行く中で改善していく点もあるかと思っておりますのでよろしくお願い致します。

日程第 1 平成 28 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 平成 28 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 28 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

河合委員にお願い致します。

日程第 3 承認第 3 号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第 3 承認第 3 号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第 3 承認第 3 号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、瑞穂市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱したので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 2 項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。平成 28 年 4 月 25 日提出、瑞穂市教育

委員会教育長 加納博明。提案理由、スポーツ基本法（平成23年法律78号）第32条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を新たに2名委嘱したので、これを報告し、承認を求める。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○加藤委員 新しく委嘱された方の紹介をお願いします。

○生涯学習課長 地域のママさんバレーボールを熱心に続けられおり、地域内でも活躍が認められてみえる方で地域からの推薦をいただいています。また、スポーツ推進委員長並びに市職員と面談を行い適任であると判断をしております。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 承認第3号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、承認することと致します。

日程第4 議案第21号 瑞穂市立別府保育所東館改修工事について

○教育長 日程第4 議案第21号 瑞穂市立別府保育所東館改修工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第4 議案第21号 瑞穂市立別府保育所東館改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、待機児童解消を目的とし別府保育所東館改修を行い、未満児受入れ拡充を図ると共に保育環境を整えるため実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○河合委員 子育て支援センターの定員は何人ですか。牛牧第2保育所と別府

保育所にて行っていました。今回の改修により縮小されることとなりますが、利用者に対しての支障はありませんか。

○**幼児支援課長** 事業内容により参加定員は決めています。子育て支援センターの定員はありません。子育て支援センター事業として3年目を向かえますが、利用者は増加しています。別府保育所と調整を行い2階の遊戯室を利用する等の事業展開を考えています。

○**河合委員** 事前に利用者の方に十分説明をしていただき理解を得るようお願い致します。未満児定員が20人とのことですが、保育士の配置人数から考えると21人まで受入れることが可能だと思いますが20人にした理由は。

○**幼児支援課長** 施設の面積及び調理室の作業スペースの問題から、保育所と調整を行い定員20人としています。

○**河合委員** 一人でも多く受入れをするべきではないかと考えますので検討をお願い致します。

○**福野委員** 定員20人であれば0才児を6人・1才児を14人の想定となりますが、定員の見直しを行い1才児は18人まで受入れることが可能であると考えますし、面積的にも可能であると思いますので検討をお願い致します。

○**教育長** 定員については施設面積に対して最大受入れ人数で考え、募集人数については保育士の人員確保の問題もありますのでその段階で検討したいと考えます。

○**河合委員** 他の保育所で支援センターを開設する計画はありますか。

○**幼児支援課長** 現在のところございません。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第21号 瑞穂市立別府保育所東館改修工事について、可決することと致します。

日程第5 議案第22号 瑞穂市立南保育・教育センター大規模改修工事について

○**教育長** 日程第5 議案第22号 瑞穂市立南保育・教育センター大規模改修工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第5 議案第22号 瑞穂市立南保育・教育センター大規模改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、施設管理計画に基づく改修を実施することにより、施設の長寿命化を図り保育環境整備を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**河合委員** 耐震調査は行われていますか。

○**教育総務課長** 平成15年に耐震診断を行い国土交通省の耐震基準IS値0.6のところ南保育・教育センターは1.29であり基準を超えています。

○**河合委員** 天井については工事範囲に含まれていますか。

○**教育総務課長** 天井は塗替え及び一部張替となっています。

○**河合委員** 今回の九州での震災で天井落下があり避難所として使用できない状況となっている施設がありますが、そのような状況にならないように改修を行うべきであると思います。

○**教育総務課長** 天井高6m以下で水平投影面積200㎡以下であるため特定天井には該当しません。非構造物の電灯の蛍光灯においてはフィルムを貼り飛散被害が少ないようにしてあります。

○**河合委員** LED灯具を使用するようになっていきますか。

○**教育総務課長** 費用対効果を考えHF管で設計しています。

○**河合委員** 灯具については高額であります、先を見据え検討していただきたいと思います。

○**加藤委員** 外壁塗装となっておりますが外壁落下についての心配と、増築棟とのEPJとの取り扱いについても再度確認をお願い致します。

○**福野委員** 電灯について、電気代等も考えLEDへの取替えをお願いしたいと思います。

○**教育長** LEDについては市の方針を踏まえ今後について検討を致します。

その他ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第22号 瑞穂市立南保育・教育センター大規模改修工事について、可決することと致します。

日程第6 議案第23号 瑞穂市立生津小学校体育館屋根改修工事について

○**教育長** 日程第6 議案第23号 瑞穂市立生津小学校体育館屋根改修工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第6 議案第23号 瑞穂市立生津小学校体育館屋根改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、屋根の葺き替えを行うことにより、施設の長寿命化を図り学習環境を整えるため実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**河合委員** 既設の屋根の材質は何でしょうか。

○**教育総務課長** カラー鉄板の瓦棒葺きです。

○**河合委員** 内側に貼ってある天井材が雨漏りで落下したということでしょうか。

○**教育総務課長** 屋根材の腐食により天井材に雨が浸み込み重みにより落下しました。

○**河合委員** この工事は暫定措置のように思いますが、建替えを考えて整備を行うべきではないでしょうか。

○**教育長** カバー工法にて施工をすると荷重に対して建物は大丈夫でしょうか。

○**教育総務課長** 荷重に対しての検討も含め設計を行っています。もし、荷重に耐えられなければ、現在の屋根を撤去し葺き替えを行う工法になると思います。

○**教育長** カバー工法にて施工することが、現時点ではベストであるとの提案ですが、教育委員会での建替えの意見があったことについて市長へ報告を致しま

す。

その他ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第23号 瑞穂市立生津小学校体育館屋根改修工事について、可決することと致します。

日程第7 議案第24号 日程第6 議案第24号 瑞穂市立穂積中学校駐輪場増設工事について

○**教育長** 日程第7 日程第6 議案第24号 瑞穂市立穂積中学校駐輪場増設工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第6 議案第24号 瑞穂市立穂積中学校駐輪場増設工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、生徒数が増加傾向となりピークの平成38年には自転車通学者は約400人と予想されるため、不足する駐輪場の増設整備を行う。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**河合委員** 学校全体を考え校舎建替え等に配慮した位置で考えていただきたいと思います。太陽の広場は現在使用していないのでしょうか。

○**教育長** あまり活用はされていないようです。

○**麓委員** 生徒の動線を考えると重なり合い危険になることが予想されるため、東側にある植栽帯は必要ないのではないのでしょうか。

○**教育総務課長** 現場を確認し、学校と再度調整し撤去については検討します。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第24号 瑞穂市立穂積中学校駐輪場増設工事について、可決することと致します。

日程第8 議案第25号 中学校空調機器設備工事について

○**教育長** 日程第8 議案第25号 中学校空調機器設備工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 議案第25号 中学校空調機器整備工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、生徒の健康及び授業意欲の向上を図るため、空調機器の新設及び更新を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**河合委員** 夏休みの短縮については、本年度はどのような方針になりますか。

○**教育長** 通常どおりになります。

○**学校教育課長** 1学期末の半日授業について小学校はエアコンが整備されましたので、4時間授業ではなく5時間授業となります。中学校については校長の判断で柔軟に対応することになっています。8月29日を2学期の始業式となり、8月中の3日間について給食はなしで下校することになります。

○**河合委員** エアコンを設置したにも関わらず気温が高い昼に下校させることについて、児童の体調管理上良くないですし保護者の理解は得られないのではないのでしょうか。

○**教育長** 小学校と中学校とを総合的に判断し再検討をしたいと思います。

その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第25号 中学校空調機器整備工事について、可決することと致します。

日程第9 議案第26号 特定教育・保育施設の公表について及び日程

第10 議案第27号 特定地域型保育事業者の公表について

○**教育長** 日程第9 議案第26号 特定教育・保育施設の公表について及び日程第10 議案第27号 特定地域型保育事業者の公表について、議題と致

します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第9 議案第26号 特定教育・保育施設の公表について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第41条の規定により、特定教育・保育施設を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行うもの。日程第10 議案第27号 特定地域型保育事業者の公表について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○河合委員 施設の名称はなくなりませんか。

○幼児支援課長 清流みずほ幼稚園とおひさま保育園が一元化され、清流みずほ認定こども園になります。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第26号 特定教育・保育施設の公表について及び日程第10 議案第27号 特定地域型保育事業者の公表について、可決することと致します。

日程第11 議案第28号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○教育長 日程第11 議案第28号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第11 議案第28号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたため瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 議案第28号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第12 議案第29号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

○教育長 日程第12 議案第29号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第12 議案第29号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成28年4月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたため瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 2 議案第 2 9 号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第 1 3 議案第 3 0 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

○教育長 日程第 1 3 議案第 3 0 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第 1 3 議案第 3 0 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 2 8 年 4 月 2 5 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたため瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会告示第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により、委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 3 議案第 3 0 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、可決することと致します。

日程第 1 4 議案第 3 1 号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

○教育長 日程第 1 4 議案第 3 1 号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第 1 4 議案第 3 1 号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、瑞穂市青少年育成推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会告示第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 2 8 年 4 月 2 5 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたた

め瑞穂市青少年育成推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 錦見敦子氏の紹介をお願い致します。

○**生涯学習課長** 穂積小学校及び穂積中学校でPTA本部役員を通算6年経験され、前任者の方や穂積校区の青少年育成推進員の方から推薦をいただき、ご本人と面談を行い適任であると判断し、提案をさせていただきました。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第14 議案第31号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、可決することと致します。

日程第15 教育長報告

○**教育長** 本日はご審議にご協力をいただきありがとうございます。私は4月1日から本日で25日目になりましたが、4月1日現在で保育所に入所した園児は1276名、小学校が3366名、中学校が1625名、幼稚園が250名で合計6253名の子ども達を預かって保育所、幼稚園、学校運営を進めています。気になる事項としまして、軽微なものも含め3件の交通事故が発生しており、1人は骨折し入院している児童もいます。その他については軽微ですので学校において交通安全指導を行い事故防止に努めることになっています。各施設訪問を行った中で感じたことは、小学校1年生の様子が大変落ち着いていると感じました。理由について考えたところ、みずほプランにより幼・保・小学校が連携して子ども達を教育していくという、県内でも先進的な取組をしている効果であると感じましたので、瑞穂の財産として更に高めていきたいと考えます。

日程第16 事務局報告

○**教育長** 教育次長。

○**教育次長** 3月議会において、穂積保育所建替え、大月多目的広場の整備計

画、中山道のPR及びウォーキングコースの整備について質問がありました。穂積保育所については、未満児対応が出来る施設として平成30年を目途に建替えができるよう検討を進めています。大月多目的広場については、パブリックコメントを行い幅広い意見がありましたので、関係部署と調整を行い市全体で検討を進めていきます。中山道のPR及びウォーキングコースの整備について、都市整備部の商工農政課において観光振興計画策定を行いますので、沿線の文化財や名所旧跡等を計画に盛り込むように検討をしていきます。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** ほづみ幼稚園保育棟改修工事における補正予算の専決を行いましたので報告致します。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 穂積保育所建替えに際しまして、近隣市町の認定こども園の視察に伺う予定をしておりますので報告致します。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 瑞穂市の保育所、幼稚園並びに学校に子どもを預けるとこんな素晴らしい力を身に付けられる保育並びに教育を行い、それをPRできれば人は集まると考えます。中身で勝負できるような瑞穂市の教育ができればと思いますので、教育委員の意見やお力をいただければと思います。

○**福野委員** 小学校、中学校においての備蓄品などは順次用意されているようですが、保育所において地震などによる震災時に乳幼児に対する備蓄品などは用意してありますか。今回の九州の震災でも乳幼児を学校の体育館での避難は泣き声やおむつ替え等があり一緒には無理があると思います。

○**幼児支援課長** 保育所での備蓄品は用意してありません。

○**福野委員** 乳幼児用の避難場所としての準備は必要であると思います。

○**加藤委員** 現在の備蓄品でも十分ではないと思いますので、教育委員会として再度総務課と協議をする必要があると思います。

○**麓委員** 再度災害時についての対処教育を行うべきではないかと思ひます。

○**教育長** 次回の会議ですが、平成28年5月23日、月曜日、午後2時00分から平成28年第5回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○**教育長** 本日はお忙しいところ長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時58分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年5月23日

瑞穂市教育委員会 教育長 加藤博明

委員 河合和義

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。